答 申 第 220 号 令和5年3月3日

神戸市選挙管理委員会 委員長 岩田 嘉晃 様

神戸市情報公開審査会 会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について (答 申)

令和4年8月4日付神選第 645 号により諮問のありました下記の件について、別紙のと おり答申します。

記

「選挙公報配布業務に係る報告書」の部分公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が「選挙公報未配布事案に関する報告書一式」を部分公開とした決定のうち、取引先事業者名を非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

2 審査請求の趣旨

- (1)審査請求人(以下「請求人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づき、令和3年10月31日に行われた神戸市長選挙・衆議院総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の選挙(審査)公報配布業務に係る委託契約に関し契約の相手方から提出された業務完了後の配布報告書及び未着等報告書(11月26日に記者発表された未着分に関するものを含む。)の一切他14項目の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 市長(以下「処分庁」という。)は、本件請求中2項目については、公文書を保有していないことによる非公開決定を行うとともに、その余の13項目については、「選挙公報未配布事案に関する報告書一式」(以下「本件公文書」という。)他20件の公文書を特定し、特定個人の氏名、電話番号、メールアドレス及び特定住居への配布に関する特記事項、該当ファイルのURL、選挙公報配布体制の人員・設備の配備数及び取引先を非公開とする部分公開決定を行った。
- (3) これに対し請求人は、選挙公報配布体制の人員・設備の配備数及び取引先についての非公開部分を取り消すとの裁決を求める審査請求を行った。
- (4) その後、処分庁は原処分で選挙公報配布体制の人員・設備の配備数を非公開とした部分を取り消し、公開とする再決定(以下「本件決定」という。)を行った。
- (5) これに対し請求人は、審査請求のうち選挙公報配布体制の人員・設備の配備数に係る 部分を取り下げたため、本件審査請求は、本件公文書に記載された取引先の非公開決定 の取消しを求めるものである。

3 請求人の主張

請求人の主張を、令和4年2月15日受付の審査請求書、令和4年4月13日、5月15日、6月12日及び7月5日付けの反論書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1)決定通知書に付記すべき理由は、公開請求者において、条例所定の非公開事由のどれに該当するのかを、その根拠とともに明確に認識できるものでなければならない。

しかし、決定通知書には、非公開の理由として、「(条例第 10 条第 2 号ア該当)上記の情報は、事業者にとっての経営管理及び取引先の情報であり、公開すれば法人の正当な事業活動に支障をきたすおそれがあるため」とするだけで、取引先であればすべて公開しないのが当然という前提のもとに、これを公開することにより法人の正当な事業

活動にどのような支障をきたすのかも示していないため、請求人は非公開の根拠を明確に認識できない。

(2)条例第10条第2号アは、非公開にする場合の要件として、「当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」と規定しているのに、決定通知書は、条例第10条第2号アを引用しながら、理由部分に「法人の正当な事業活動に支障をきたすおそれがある」と記載しており、条例の要求する要件を緩め、「おそれがある」にすぎない場合でも非公開にできると恣意的に解釈運用し、条例の要件を充たさないものも非公開にしている可能性がある。

国の情報公開法が「おそれがあるもの」と定めているのに対し、条例第 10 条は「認められるもの」と定めており、「認められる」は「おそれがある(単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が求められるというのが行政解釈のようであるが。)」より狭い概念である。

非公開の範囲を広く解釈し、恣意的な運用をしていることは明らかで、理由がない。

- (3) 委託先の将来の正当な事業活動についての弁明は、委託先の利益を重視し、起こるかどうかもわからない仮定の事実を前提にした主張であり、条例第10条第2号アの事由の存在を明らかにするものではなく、理由がない。
- (4)派遣元である労働者派遣事業者に未配布についての責任はないと認識しているとしながら、取引先の情報が公にされるとなぜ委託先と共謀して選挙公報未配布を行ったなどの誤解が生じることになるのかについて、論理的な説明がされておらず、「風は吹けば桶屋が儲かる」類似の論理の飛躍した主張である。なぜ誤解を生じるという想定をするのか理解困難で、論理的説明の欠落した主張であり理由がない。
- (5) 処分庁は、不祥事を起こした法人の取引先情報は原則非公開という考え方のようであるが、このような考え方は、原則公開とし、例外的に一定の要件を充たす特段の事情が認められる場合に限って非公開にするという条例の原則と例外を逆転させるものである。取引先の情報といっても種々のものがあり、実施機関には、個々の事案について条例が定める非公開事由にあたる特段の事情の有無を慎重に判断し、それが認められない限り公開する義務がある。派遣元の労働者派遣事業者にしても、派遣した労働者に対する指揮命令は委託先の責任でなされるのであって、派遣元が未配布について責任を問われるいわれはなく、派遣元の名称が公開されることにより派遣元の信用その他正当な利益が害されるとも考えられない。
- (6)「当該文書の文面を見た一般人が、その文面からどのような印象を抱くかにより、取引先の社会的評価・名誉・社会活動の自由等が侵害されるかどうかの判断は行われるべきものである」という処分庁の主張する考え方によっても、取引先事業者を公開することにより条例第10条第2号アに該当する事実が認められることになるとは考えられず、弁明には理由が無い。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和4年3月29日、5月2日、6月2日及び28日付けの弁明書、令

和4年11月14日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1)決定通知書の理由に「おそれがある」と表記しているが、取引先の情報が公開される と、取引先事業者等に不利益が発生することは非常に蓋然性の高いものと考えており、 恣意的な運用ではない。理由付記には不備は無いと考えている。
- (2) 委託先は取引先が公表されることにより、取引先との関係が悪化し、今後の事業活動に支障が生じる。さらに、取引先以外の事業者からも、委託先が取引先等関係者まで支障を及ぼすような事業者と思われてしまう等、今回の選挙公報未配の責任に留まらず、委託先の将来の正当な事業活動に支障をきたす。この点においても、公表されると社会的評価・名誉・社会活動の自由等が侵害される危険性が非常に高い。
- (3) 委託先においては、極めて多数の未配布により、この件に関する記者発表後、事案の内容とともに社名が数多く報道されているなど、社会の関心も高い。委託先の取引先事業者においては、委託先からの全面的な指示管理の下、配布作業を行っていたのみであり、今回の事案についての責任はないと本市では認識しており、取引先の情報が公にされると、委託先と共謀して選挙公報未配を行ったなどの誤解を生じる。誤解のない情報であっても、例えばインターネット等で不特定多数に拡散されると、情報が独り歩きし、誤解され、拡散流通することが一般日常化しており社会問題になっている。
- (4)本件公文書における取引先事業者の記載は、第三者にとって、未配布に関しての何らかの責任が取引先事業者にあったのではないかとの誤解を生じさせるものである。 取引先事業者に対する誤った印象を与えることの蓋然性は非常に高く、取引先事業者の社会的評価・名誉・社会活動の自由等が侵害される可能性が高い。
- (5) 取引先の社会的評価・名誉・社会活動の自由等が侵害されるかどうかの判断は、当該 文書の文面を見た一般人が、その文面からどのような印象を抱くかにより行われるべきものである。本件公文書の記載から、それぞれ第三者に対して取引先事業者が配布業 務の責任を担ったとの誤った認識を与え、取引先の社会的評価・名誉・社会活動の自由 等が侵害される蓋然性が非常に高い。それにより、委託先と取引先事業者との関係が悪 化し、今後の取引先事業者との取引等の事業活動に支障が生じることは、通常十分起こ りえることである。

5 審査会の判断

(1) 本件の争点について

処分庁は、本件決定において、取引先事業者を公開すれば、法人の正当な事業活動に 支障をきたすおそれがあるため、条例第 10 条第 2 号アに該当するとして非公開として いる。したがって、本件の争点は、取引先事業者の条例第 10 条第 2 号アの該当性につ いてである。

以下、検討する。

(2) 取引先事業者の条例第10条第2号アの該当性について

処分庁によれば、本件請求の対象とされている選挙公報配布業務は、令和3年10月 に行われた神戸市長選挙・衆議院総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の選挙公報を須磨 区内の世帯へ配布する業務(以下「本件配布業務」という。)であり、処分庁は特定法人(以下「委託先事業者」という。)に本件配布業務を委託したが、委託先事業者は、須磨区内の約7万9千世帯へ配布するべきところ、その約4分の1にあたる約1万9千世帯に選挙公報が未配布となる事案(以下「本件事案」という。)を発生させた。本件請求の対象となった公文書は、本件事案発生後に、委託先事業者から処分庁に対し、本件事案の経緯、顛末を記した報告書である。委託先事業者は、選挙公報の配布員として人材派遣による人員確保も行っていたため、本件公文書中には、人材派遣業務の締結先である取引先事業者が記載されているとのことであった。

処分庁としては、仮に、取引先事業者を公にすることになれば、本件事案の未配布に関しての何らかの責任が取引先事業者にあったのではないかとの誤解を生じさせることになり、取引先事業者の社会的評価・名誉・社会活動の自由等が侵害される危険性が非常に高く、委託先事業者としても取引先事業者が公表されることにより、取引先事業者との関係が悪化し、今後の事業活動に支障が生じ、法人の正当な事業活動に支障をきたすおそれがあるため、条例第 10 条第2号アに該当し非公開としたとのことであった。

審査会が本件公文書を見分したところ、本件公文書は、委託先事業者が処分庁に宛てた本件事案に関する謝罪文、顛末書、経緯、未配布エリアの世帯数・未配布数・エリアの担当事業者が記載された一覧表及び取引先事業者のアンケートで構成されている。処分庁は、これらの公文書中、一覧表及び取引先事業者のアンケートに記載された取引先事業者名(所在地等を含む。以下同じ。)を非公開としていることが認められる。

選挙公報は選挙管理委員会が発行し、各候補者の経歴や政見、政党の政策などが掲載されているものであり、神戸市においては、各区選挙管理委員会が公職選挙法及び神戸市選挙公報発行条例に基づき、各世帯に対して、選挙の期日前2日までに配布することとされている。また、本件配布業務委託契約書の仕様書によれば、配布員は、選挙公報配布時に処分庁が交付する配布員証を携帯することが義務づけられており、委託先事業者のみならず、取引先事業者から派遣された配布員もすべて配布員証を所持することとしている。

以上のように、配布員は公共性の高い業務を担っていることからすれば、配布員の雇用元である取引先事業者名については、公益性の観点から公開が要請されるものである。取引先事業者名を公開することは、取引先事業者が何らかの責任を負う旨を公表するものではないため、処分庁が主張するような誤解を生じさせる蓋然性は認められず、取引先事業者の正当な利益を害するものではない。

したがって、一部配布員の雇用元である取引先事業者名については、条例第 10 条第 2 号アに該当しないため、公開すべきである。

(3) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考)審査の経過

年 月 日	審査会	経過
令和4年2月15日	_	*審査請求人から審査請求書を受理
令和4年3月29日	_	*処分庁から弁明書を受理
令和4年4月13日		*審査請求人から反論書を受理
令和4年4月25日		*審査請求人から審査請求一部取下書を受理
令和4年5月2日		*処分庁から弁明書を受理
令和4年5月15日		*審査請求人から反論書を受理
令和4年6月2日		*処分庁から弁明書を受理
令和4年6月12日		*審査請求人から反論書を受理
令和4年6月28日		*処分庁から弁明書を受理
令和4年7月5日		*審査請求人から反論書を受理
令和4年8月4日	_	*諮問書を受理
令和4年11月14日	第349回審査会	*処分庁の職員から非公開理由等を聴取 *審議
令和5年1月23日	第351回審査会	*審議
令和5年2月10日	第352回審査会	*審議